

第 2 回機械式立体駐車場の安全対策検討委員会 議事要旨

開催日時： 平成 25 年 12 月 11 日（水）17:00～19:00

開催場所： 中央合同庁舎 3 号館 6 階 国土交通省 都市局 局議室

☆事務局より、以下の資料について説明。

「資料 1 第 1 回機械式立体駐車場の安全対策検討委員会議事要旨」

「資料 2 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会 検討スケジュール」

「資料 3 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会でご議論頂きたい事項」

議題 1. 機械式立体駐車場における死亡・重傷事故の発生状況

☆事務局より、以下の資料について説明。

「資料 4 機械式立体駐車場における死亡・重傷事故の発生状況」

【委員からの主なご意見】

- 死亡・重傷事故について安全性の観点から議論を進めるためには、事故の発生状況毎の分類・整理に加えて、安全対策として求められる手段・方策毎の分類・分析を行う必要がある。
- 事故データの一層の収集が図られるような方法を検討して欲しい。
- 「機械装置を動かしているところに人を入れない、残さない」「機械装置に人が入っている時に動かさない」「人が入っている時に機械装置が動かない」という 3 つの視点で検討を進めるべきである。
- 事故数を減らしていくことも必要だが、どのような事故防止対策を講じたとしても予期しない事故は起きるものであり、事故の被害をいかに小さくするかという観点からも対策や手段を考えていく必要がある。

議題 2. 機械式立体駐車場の安全性向上に向けて

☆立体駐車場工業会より以下の資料について説明。

「資料 5 立体駐車場工業会における機械式立体駐車場の利用者安全への取組み」

「安全ガイドアニメーション」（立体駐車場工業会制作）

☆事務局より以下の資料について説明

「資料 6 各種機械装置の安全性確保のための仕組み」

【委員からの主なご意見】

- 他の機械装置と比較した場合、機械式立体駐車場については、操作する人が必ずしも専門的な知識・技量があるとは限らないこと、子供等の想定外の動きや状況があること等により、機械装置や基準・法律等で全ての解決が図られるものではない。ハードウェアでの対応には限界があり、人の行動を制御していく考え方も必要である。
- 利用者に対して、操作方法だけでなく、荷物の取卸し場所や同乗者の行動や挙動も含めて、標準的に期待される行動を細かく提示し、人の行動をそこから逸脱させないように誘導する仕組みを考える必要がある。
- 人の行動の制御は、メーカーや管理者も含めて、誰がどのような形で行うのかを検討する必要がある。